

〈1月1日からの発熱時の受診体制〉

発熱等の症状がある方



院内感染を防ぐため、

① まずは、最寄りの医療機関（かかりつけ医等）に電話で受診の相談



相談した医療機関(*)または案内された医療機関(*)を受診

(*)診療・検査医療機関

受診



診療の結果、検査が必要と判断

検査



※ 必ず検査をするわけではありません

② 相談できる医療機関がない場合

受診・相談センター
(栃木県コールセンター) に電話

受診可能な最寄りの医療機関(*)を案内します

- 電話番号：0570-052-092
- 受付時間：24時間受付
(土・日・祝日を含む)



案内された医療機関(*)に電話で受診の相談

(*) 県が指定する、診療や検査が受けられる医療機関